

2004年5月21日

各位

札幌市中央区北9条西15丁目28番地196
株式会社ソフトフロント
代表取締役社長 村田 利文
(大阪証券取引所 ニッポン・ニュー・マーケット
- 「ヘラクレス」証券コード番号:2321)
問い合わせ先: 取締役/CFO 山本 明彦
電話番号:011-623-1001

ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

平成16年5月21日開催の当社取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記のとおり平成16年6月19日開催予定の当社第7回定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権割当の対象者

当社の取締役及び従業員に割当てるといたします。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式200株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の数

200個を上限とする。

(新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、前項(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に (3) に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額(以下「払込金額」とする。)は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値(1 円未満の端数は切上げ)とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成 18 年 7 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、または従業員であることを要する。

前項にかかわらず、対象者が取締役の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役が当社現行定款 16 条 1 項(本株主総会第 2 号議案による変更後は 18 条 1 項)の規定に基づき退任した場合には本新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人はこれを行行使することができないものとする。

その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却の事由と条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会において決議されたときは、新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権の割当てを受けた者が(7)に定める規定により新株予約権の全部または一部につき、権利を行使することができなくなった場合は、新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

(注)上記の内容については、平成16年6月19日開催予定の当社第7回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上
